

令和 5 年度定期監査等の結果に対する措置状況の公表について

令和 5 年度定期監査（財務事務）、財政援助団体等監査（財政援助団体）の結果に基づき講じた措置について、市長等から通知があり、地方自治法第 199 条第 14 項及び恵庭市監査基準第 21 条の規定により、次のとおり公表します。

恵庭市監査委員

北 林



恵庭市監査委員

川 股 洋



区分	所管課等	監査の結果	措置状況
令和 5 年度 定期監査 (財務事務)	情報政策課	《指導事項》 ・ 公用スマートフォンの保護フィルム等 3 品目の消耗品は、それぞれ分割した見積合せによる随意契約で購入しているが、予定価格の合計額は入札対象であることから、契約事務規則により適正に事務処理をされたい。	・ 契約事務規則により適正な事務処理に努める。
	生活環境課	《指導事項》 ・ 市から委託業務により貸与している交通公園の鍵の管理について貸出簿が作成されていないことから、「鍵の管理方針について」に基づき貸出簿を作成し、定期的に確認されたい。 ・ エコバス車両の更新に伴い現行バスは運行业者 1 者随意契約により売払いしているが、競争性を確保するため、見積合わせにより売払いを執行されたい。	・ 監査終了後、「鍵の管理方針について」を確認の上、貸出簿を作成した。また、鍵の所在等については毎年、年度初めに確認を行いたい。 ・ 監査の指導事項を踏まえ、今後のエコバス更新時には見積合わせによる売払いを含めた検討をしたい。
	市民課	《指導事項》 ・ 市から指定管理事業者に貸与している施設の鍵の管理について貸出簿が作成されていないことから、「鍵の管理方針について」に基づき貸出簿を作成し、定期的に確認されたい。	・ 指導結果に従い貸出簿を作成した。
	福祉課	《指導事項》 ・ 事務局を担っている団体事務について、預金通帳、印鑑の管理を同一職員が行っていることから、金銭の安全管理を図るため別々の職員が管理されるよう改善されたい。	・ 事務局を担っている団体事務（恵庭市民生委員児童委員連絡協議会、恵庭アイヌ協会）の印鑑を課長が、預金通帳を主査が管理し、保管場所も別々にすることに改めた。

区分	所管課等	監査の結果	措置状況
	補助事業名 保護司会事務事業費補助金 団体名 社会福祉法人 恵庭市社会福祉協議会 所管課 福祉課	《指導事項》 ・ 補助金等交付決定時の補助事業等の交付目的、算出根拠について、前回の監査で改善に向け検討するとのことであったが、今回の監査においても一部不明確な状況であったことから、明確となる事務処理をされたい。（市）	・ 補助金等交付決定時の補助事業等の起案において、交付目的、算出根拠について今後明確に記載する。
	補助事業名 保護司会恵庭分区補助金 団体名 恵庭地区保護司会恵庭分区 所管課 福祉課	《指導事項》 ・ 補助金等交付決定時の補助事業等の交付目的、算出根拠について、前回の監査で改善に向け検討するとのことであったが、今回の監査においても一部不明確な状況であったことから、明確となる事務処理をされたい。（市）	・ 補助金等交付決定時の補助事業等の起案において、交付目的、算出根拠について今後明確に記載する。
	補助事業名 体育協会事業費補助金 団体名 特定非営利活動法人恵庭市スポーツ協会 （旧：恵庭市体育協会） 所管課 健康スポーツ課	《指摘事項》 ・ 前回監査でも指導事項としているが、体育協会（現スポーツ協会）と指定管理者の会計区分、組織体制及び実施事業において混在していることから明確に区分されるよう整理されたい。（市）（団体）	・ 事業報告書におけるスポーツ協会と指定管理業務の会計、事業の混在については整理しているところである。 ・ 指定管理業務として行っている自主事業は、指定管理業務に携わらない協会スタッフが組織強化の一環からその大半を担っているが、組織体制及び実施体制の明確な区分方法について、それぞれの業務に誤解を招くことの無いよう引き続き検討する。
		《指導事項》 ・ 補助金等の交付決定、確定時における補助事業等の目的、積算根拠、実績、成果について、前回の監査で改善に向け検討するとのことであったが、今回の監査においても不明確な状況であったことから、明確となるよう適切な事務処理をされたい。（市）	・ 補助金の交付決定及び額の確定における補助の目的や事業の主旨、積算根拠・内訳及び事業成果等について、起案文書並びに添付資料において明確に示すよう適切な事務処理を行う。
	補助事業名 労働相談業務補助金 団体名 連合北海道 恵庭地区連合 所管課 商工労働課	《指導事項》 ・ 補助金等交付決定時の補助事業等の算出根拠について、前回の監査で改善に向け検討するとのことであったが、今回の監査においても一部不明確な状況であったことから、明確となる事務処理をされたい。（市）	・ 補助金交付手続きに関する起案作成上の事務取扱について作成し、次長から職員に通知した。積算根拠についても明確に記載するよう整理を行った。

区分	所管課等	監査の結果	措置状況
	教育総務課	《指導事項》 ・学校に貸与している児童生徒のタブレット端末機については、管理マニュアルに基づき学校ごとに管理されているが紛失事故が発生した学校もあることから、事故発生時の速やかな報告と適切な管理について、改めて学校に対する指導を徹底をされたい。（市）	・管理マニュアルの適正な運用のほか、紛失等事故発生時の速やかな報告と端末の適切な管理について、あらためて学校に対して指導することとした。
		・生徒用タブレット端末機について紛失事故も発生していることから、管理マニュアルに基づき管理台帳整備と定期的な在庫・貸出状況の確認により、再発防止と適切な管理について徹底されたい。（柏陽中学校）	・管理台帳とタブレット端末機との定期的な確認の徹底を図るとともに、紛失事故が発生しないよう、再発防止と適切な管理について、学校に対して指導することとした。
		・教育振興推進交付金については、担当教職員により執行及び事業実施がなされているが、経理、使用状況等について一部不明確な事業もあることから、事故防止のためにも学校会計事務処理要領も踏まえ適切な事務処理を徹底されたい。（恵庭中学校）	・教育推進交付金の経理事務について、伝票類の適正な作成や、管理職が経理状況を適切に把握するよう、学校に対して指導することとした。
	警防課	《指導事項》 ・緊急車両に交付される「緊急自動車届出確認書」を受領する前に緊急走行していたことから、確認方法や決裁方法など見直しされ、再発防止の対応について徹底されたい。	・次の事項により再発防止を図ることとした。 ・納車時の適正な検査事務の徹底 ・完成検査決裁完了後の運用の徹底 ・法定点検（3.6.9.12ヶ月）及び車検時の積載確認行為の実施 ・契約業者との詳細な情報共有 ・上司への報告の徹底 ・他職員への周知 ・関係法令の教育
令和5年度 財政援助団体等監査 （財政援助団体）	補助事業名 交通安全協会補助金 団体名 恵庭市交通安全協会 所管課 生活環境課	《指導事項》 ・補助金等交付決定時の補助事業等の算出根拠について、前回の監査で改善に向け検討するとのことであったが、今回の監査においても一部不明確な状況であったことから、明確となる事務処理をされたい。（市）	・次年度以降、補助金の交付決定する場合において、交付の目的・内容・算出根拠等を起案用紙に記載する。
	補助事業名 ボランティア活動推進事業補助金 団体名 社会福祉法人恵庭市社会福祉協議会 所管課 福祉課	《指導事項》 ・補助金等交付決定時の補助事業等の交付目的、算出根拠について、前回の監査で改善に向け検討するとのことであったが、今回の監査においても一部不明確な状況であったことから、明確となる事務処理をされたい。（市）	・補助金等交付決定時の補助事業等の起案において、交付目的、算出根拠について今後明確に記載する。

区分	所管課等	監査の結果	措置状況
	介護福祉課	《指導事項》 ・市から指定管理事業者に貸与している施設の鍵の管理について一部不備があることから、「鍵の管理方針について」に基づき適切に貸出状況を把握し、定期的に確認されたい。	・鍵の管理台帳で不足している項目を追加する。（貸出日、保管場所、保管方法、市の点検確認日）
	健康スポーツ課	《指導事項》 ・指定管理施設で使用する草刈機について、本年度市が更新し指定管理者に貸与する予定であるが、維持管理用の機材については、指定管理者によるリースなど指定管理者制度の趣旨等を踏まえ効率的、経済的な運用となるよう対応されたい。	・指定管理施設で使用する草刈機等の機材を更新する際には、指定管理者と協議し効率的、経済的な対応を図る。なお、リース契約の場合、行政との直接契約のみで対応する場合もあることから確認する。
		・市から指定管理者に貸与している施設の鍵の管理について一部不備があることから、「鍵の管理方針について」に基づき適切に貸出状況を確認できる貸出簿を作成し、定期的に確認されたい。	・鍵の貸与状況を確認して鍵貸出簿を作成し、年1回確認する。
	花と緑・観光課	《指導事項》 ・市から指定管理者に貸与している施設の鍵の管理について一部不備があることから、「鍵の管理方針について」に基づき適切に貸出状況を確認できる貸出簿を作成し、定期的に確認されたい。	・指摘のあった2施設について、指定管理者に鍵の所有状況を確認し、既存の鍵リストとの突合を行い、「鍵貸出状況」の一覧表を作成した。新たな鍵の貸出や返却があった際には、同表に記載し、貸出状況を更新するとともに定期的に鍵の保管状況を指定管理者に確認する。
	市営住宅課	《指摘事項》 ・市営住宅敷金において財務会計システムと市営住宅管理システムの額が一致していないことから、その要因を明確にされ敷金の適正な管理について改善を図られたい。	・一致していない要因は、令和4年4月に導入した住宅管理システムでの入出金データの区分、集計方法が複雑化され、正しく集計されていないことによるものと判明した。なお、導入前の出入金データと財務会計、導入後の入退去における出入金記録と財務会計は一致していた。 ・管理の適正化に向け、システムデータの集計方法と区分を精査し正しく集計されるようデータ整理し、管理の適正化を図るため毎月システムと財務会計を突合し確認することとした。
	教育総務課	《指摘事項》 ・教育振興推進交付金の交付時期について、前回の監査で早期交付に努めているが、今年度も6月下旬の交付であり立替払いの学校があったことから早期に交付されたい。（市）	・教育推進交付金の要綱を改正し、手続きを簡便な方法としたところであり、早期の交付ができる体制になっていることから、立替払いをすることなく早期に申請を行うよう、学校に対して指導することとした。